

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 3

◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局未来産業推進部未来産業推進課】 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 児童自立生活援助の実施に要する費用を自立援助ホーム費から児童自立生活援助事業費ということにしました。
- 2 児童自立生活援助事業を実施する場所を自立援助ホームから児童自立生活援助事業所ということにしました。

この規則は、令和6年4月1日から適用することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和6年9月13日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第33号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自立援助ホーム費」を「児童自立生活援助事業費」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「自立援助ホーム費」を「児童自立生活援助事業費」に改め、同項第3号中「自立援助ホーム（法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設）」を「児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4第1項に規定する児童自立生活援助事業所）」に改め、同条第3項中「自立援助ホームを」を「児童自立生活援助事業所を」に、「自立援助ホーム費」を「児童自立生活援助事業費」に改める。

別表第2中

母子生活支援施設、 児童自立支援施設通 所部、児童心理治療 施設通所部及び自立 援助ホーム	を	母子生活支援施設、 児童自立支援施設通 所部、児童心理治療 施設通所部及び児童 自立生活援助事業所	に
---	---	---	---

改め、同表のD₇の項からD₁₅の項までの規定中「自立援助ホーム費」を「児童自立生活援助事業費」に改め、同表の備考第7項中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

北九州市告示第 381 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 9 月 13 日

北九州市長 武内和久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和 6 年 10 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和 6 年 10 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和 6 年 11 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 6 年 12 月 29 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第 382 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上志井町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	光井敬夫	北九州市小倉南区大字志井 1 4 6 9 番地の 2
変更後	安松顕信	北九州市小倉南区大字志井 1 1 8 4 番地の 5

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字志井 7 5 8 番地の 1
変更後	北九州市小倉南区大字志井 1 1 8 4 番地の 5

4 変更年月日

令和 6 年 4 月 25 日

北九州市公告第 6 7 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
一般廃棄物情報管理システムバージョンアップ及び機器の借入れ並びに運用保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 8 月 1 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
T X ・ T C リース&ファイナンス株式会社福岡支店
福岡県福岡市博多区下呉服町 1 番 1 号
- 5 契約金額
4, 6 0 0 万 2, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するため

北九州市公告第676号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月13日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州学術研究都市学術情報センター教育系システム機器の借入れ一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで（契約締結の日から令和7年3月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 市長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区ひびきの2番2号

（北九州学術研究都市 産学連携センター別館2階）

北九州市産業経済局未来産業推進部未来産業推進課

イ 日時 公告の日から令和6年10月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年10月7日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年10月7日の午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年10月29日午後2時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年10月28日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局未来産業推進部未来産業推進課

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2番2号

(北九州学術研究都市 産学連携センター別館2階)

電話093-695-3035

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease of Education System device of the Media Center, Kitakyushu Science and Research Park

(2) Deadline of Tender (in Person)

2:00p.m. October 29, 2024

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. October 28, 2024

(4) For further information, please contact:

Future Industry Promotion Division, Future Industry Promotion Department, Industry and Economics Bureau,

City of Kitakyushu 2-2 Hibikino, WAKAMATSU-KU, KITAKYUSHU, 808-0135 JAPAN TEL : 093-695-3035